

福岡県がんピア・サポーターの登録・活動に関する規約

福岡県がんピア・サポーター（以下「ピア・サポーター」という）の登録に関することやピア・サポーターの活動規約について以下のことを定める。

（ピア・サポーターの登録資格）

第1条 ピア・サポーターの登録資格について以下の通り定める。

- （1）県が実施するがんピア・サポーター養成研修を修了した者
- （2）県内のがん診療連携拠点病院等の医療機関、がん患者会・サロン等で活動する意思がある者
- （3）暴力団、暴力団員ではない者。また、これらと密接な関係を有する者ではないこと。

（ピア・サポーターの登録・更新）

第2条 県は、がんピア・サポーター養成研修を修了した者を「福岡県がんピア・サポーター養成研修修了者リスト」（様式第1号。以下「修了者リスト」という。）に登録するとともに、登録番号を付した「修了証書」（様式第2号）を修了者へ交付する。なお、初回登録日からの登録有効期限は3年間とする。

2 修了者リストの管理は県と企画運營業務委託先で行い、双方が常に情報共有を行う。

3 登録有効期限内に福岡県が実施するフォローアップ研修を受講した者については、最終のフォローアップ研修修了日より登録有効期限を3年間付する。

4 ピア・サポーターは自身の登録情報（氏名、住所、がんの部位、治療状況 等）に変更が生じた時は「登録情報変更申請書」（様式第3号）により県に登録情報の変更申請を行う。

（ピア・サポーターの活動規約）

第3条 ピア・サポーターは「福岡県がんピア・サポート活動・利用の心掛け」（様式第4号）の記載内容を遵守して活動する。

2 ピア・サポーターは活動先の施設等が定める規約等を遵守して活動する。

3 ピア・サポーターはがん診療連携拠点病院等の依頼者から活動依頼があった際、依頼者と調整の上、可能な限り依頼に応じて活動する。

4 ピア・サポーターは自身の活動内容について、企画運營業務委託先に「福岡県がんピア・サポート活動報告用紙」（様式第5号）を用いて報告する。なお、提出期限は活動した日が属する月の翌月の末日までとする。

（ピア・サポーターの登録辞退・抹消）

第4条 ピア・サポーターは疾病その他の理由により、ピア・サポーターとして活動することが困難になったとき、「福岡県がんピア・サポーター辞退届」（様式第6号）により県又は企画運營業務委託先に報告する。

2 県はピア・サポーターが前条の活動規約に反した行動や不適切な行動をとったことを確認したとき、当該ピア・サポーターの登録を抹消し、「修了証書返納命令書」（様式第7号）により「修了証書」（様式第2号）の返納を命ずることができる。

附則 本規約は令和5年3月17日から施行する。